〇厚生労働省告示第六十三号

第

五

項

カン

5

第

七

項

ま

で

0)

規

定

に

ょ

り

厚

生

労働

大

臣

が

指

定

す

る

高

度

管理

医

療機

器、

管

理

医

療機

器

及

び

薬 事 法 昭 和 三 $\overline{+}$ 五. 年 法 律 第 百 兀 + 五 号) 第二 条 第 五. 項 及 び 第 六 項 \mathcal{O} 規 定 を基 づ き、 薬 事 法 第 条

般 医 療 機 器 平 成 + 六 年 厚 生労 働 省告示第二百 九 + -八号) \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} よう に改正 す る。

平成二十五年三月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1に次のように加える。

1098 コラーゲン使用吸収性神経再生誘導材

別表第2に次のように加える。

1793 心臓マッピングシステムワークステーション